

議第 110 号

平成30年度福山市食肉センター特別会計補正予算
(第2号)

平成30年度福山市食肉センター特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

2019年(平成31年)3月7日提出

福山市長 枝 廣 直 幹

食肉センター特別会計

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
(1) 営業費	1 営業費	食肉センター施設整備事業	20,000